



力を合わせて

1月6日(土)～7日(日)にかけて、村内各地区で三九郎が行なわれました。親と子が力を合わせ、今年も立派な三九郎ができあがりました。夕方になると点火され、大事に作りあげた三九郎も火の粉を上げながら勢いよく燃えていきます。炎を見つめ、無病息災、五穀豊穡を願う大勢の姿がありました。村の伝統行事が子ども達へ受け継がれていきます。

- 本庄村長 新年のごあいさつ ……2
- 教育委員会だより④ ……3
- 所得税・村県民税の申告相談 ……4
- 農地・農業なんでも相談の開催 ……6

村のうごき (1月1日現在総人口)

人口=8,800人(前月比±0)／男=4,353人(前月比-8)／女=4,447人(前月比+8)／世帯数=3,039世帯(前月比±0)

新春ごあいさつ



山形村長

本庄 利昭

新年明けましておめでとうござい
ます。皆さまには輝かしい希望に満
ちた新年を健やかに迎えになされ
たことと、お喜びを申し上げます。

昨年3月、山形村長を拝命して初
めの新春を迎え、初心に立ち返
り、山形村のさらなる発展のため、
与えられた職責を全うする決意を新
たにいたしております。

昨年の山形村を振り返りますと、
自然災害では、降雹による農作物の
被害や台風による被害などがござい
ましたが、幸い大きな被害には至ら
ずまずは穏やかな年でありました。
村政では、7月に山形村風食防止対
策検討委員会を14名で組織し、研究
をスタートしました。風食による春
の砂嵐は、村のイメージの低下につ

ながりかねません。重要な行政課題
だと考えております。

また10月には、村民の皆さまにと
って最も身近な地域の組織である常
会などの隣組のあり方を検証するた
め、地域コミュニティに関する検討
委員会を設置しました。

人口減少・少子高齢化や、生活様
式の多様化などにより、山形村も
様々な課題を抱え、新たな行政施策
が求められております。

村民一人ひとりが主役となつて輝
く協働の村づくりを進めてまいりま
す。

新年度に向けては、地域おこし協
力隊員をさらに4〜5名募集しま
いります。

地方交付税の減少する中で、自主
財源を確保するため、ふるさと納税
の返礼品の充実を行ないます。

さらには、空き家・空き地対策な
どの新規事業にも取り組んでまい
りますので、ご支援をお願いいたしま
す。

迎えた年が、山形村にとって素晴
らしい年となりますよう
う、また村民の皆さまの
ご多幸、ご健勝を心から
ご祈念申し上げます。



功労者・地域づくり表彰

1月5日(金)、農業者トレーニングセンターで平成
29年度山形村功労者表彰及び地域づくり表彰が行
なわれました。

功労者表彰

◇花村 英昭さん(下竹田)
「社会福祉功労」・「社会教育
功労」

長年にわたり民生児童委員
を務め、社会福祉の向上に尽
力されました。また、体育指
導員委員長として多年、村の
社会教育の振興に携わり、ス
ポーツの盛んな村の発展に多大な功績を残されました。



地域づくり表彰

◇山形村食生活改善推進
協議会

長年にわたり食育や食
生活に関する教室、研修
会を開催し、乳幼児から
成人まで村の幅広い世代
の食生活の改善に貢献さ
れました。



～障害者手帳をお持ちのみなさんへお知らせ～

住所や氏名などが変わったときは、『居住地等変更届』を提出してください。

障害者手帳をお持ちの方は、転居などをした際、法令により『居住地等変更届』の届出が必要です。障害者手帳に書かれた情報(住所、氏名など)が変わった場合、またはすでに変わっている場合には、必ずお住まいの市区町村の障害福祉担当課に『居住地等変更届』を届け出てください。

【届出することによって、マイナンバーとの情報連携ができます】

●障害者手帳(療育手帳を除く)については、今後マイナンバーを使った情報連携ができるようになります。マイナンバーで障害者手帳の内容が確認できれば、他の手続きの際に障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。

お問い合わせ 保健福祉課 ☎97-2100

教育委員会だより④



お問い合わせ 村教育委員会事務局（トレセン内） ☎98-3155

みんなで考えたい！ 山形村の子どもたちの姿—その2 ～平成29年度全国学力・学習状況調査の結果報告～

「全国学力・学習状況調査」が、平成29年4月18日に行なわれました。この調査は、児童生徒の学力や学習状況の課題を把握・分析し、教育施策や教育指導の改善・充実に役立てるという目的で、平成19年度から、小学6年生と中学3年生を対象に実施されています。山形小学校でも、6年生を対象に実施されました。村教育委員会では、この調査の趣旨を踏まえ、その結果や今後の課題について分析し、考察を行ないましたので、その概要をお知らせします。

1. 調査の項目

(1) 教科に関する調査

- ◇ 国語A、国語B、算数A、算数B
(調査A：主として知識に関する問題、
調査B：主として活用に関する問題)

(2) 生活習慣や学習環境に関する調査

2. 結果の概要

(1) 教科に関する調査

本校6年生の平均正答率は、国語A・Bと算数A・Bの全てにおいて、全国と県の平均とほぼ同じで、ほぼ平均的な学力があります。

設問を分析してみると、国語の話すこと・聞くことや算数の整数・小数・分数のしくみや計算の仕方などの基本的な事柄は定着していることが伺えます。これは、小学校で基礎基本の定着に重点をおき、丁寧な指導がされてきた成果といえます。一方で、基本的な知識・技能を活用して問題を解くことや考え方を説明すること、さらに自分の考えをまとめて書くことに課題があります。今後は、自分の考えを整理し、理由を明確にして話し合う活動を、国語や算数などあらゆる授業場面で意図的に仕組んでいく必要があります。

(2) 学習状況に関する調査

学習状況調査では、「朝食を毎日食べている(98.8%)」、「毎日同じくらいの時刻に寝ている(80.4%)」、「学校の決まりを守っている(97.5%)」、「自分には、良いところがあると思う(78.8%)」等の



「わくわくクラブ（郷土料理）の様子」

回答があり、落ち着いた学校生活や規則正しい家庭生活を送り、自己肯定感も高まってきていることが伺えます。

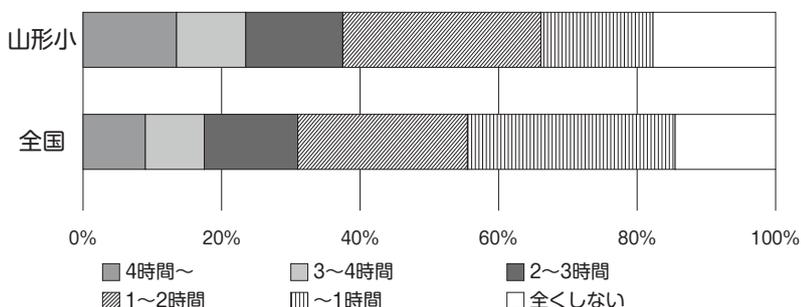
一方で、平日に1時間以上テレビゲームをしている子どもの割合が約7割と大変多く、中には4時間以上ゲームをしている子どもも約1割います（下グラフ参照）。

また、平日の「勉強時間が1時間以上」の児童は55.0%（全国：67.15%）、休日の「勉強時間が2時間以上」の児童は12.6%（全国：24.6%）と、昨年度に引き続いて、低い結果でした。

3. 地域・家庭で考えたいこと

山形小学校PTAが今年度作成したパンフレット『家庭で大切にしたいこと』や、小学校が発行している『家庭学習の手引き』を活用したり、村挙げてのコミュニティスクール活動等を通して、「子どものがんばりを認め、励まし、自尊感情をより高める」等の工夫をしていくことが求められています。そのため、今後、放課後の居場所や、就寝までの家庭生活などについて、学校・家庭・地域で、知恵を出し合い、具体的な取り組みを一層推進していく必要があります。

普段、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲームをしますか。





所得税の確定申告・村県民税の申告納税相談のお知らせ

期間：2月16日(金)～3月14日(水) 会場：役場2階 会議室

山形村で平成29年分所得税の確定申告（以下「確定申告」）・平成30年度村県民税（以下「住民税」という。）の申告をする方は、平成30年1月1日現在で山形村にお住いの方が対象です。

村では下記申告納税相談の日程のとおり相談窓口を開設します。大変混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。また、早めの申告をお勧めします。

注)「青色申告」・「繰越損失」・「政党等寄附金特別控除」など所得税特有の申告や控除に係るもの、株式や不動産等の譲渡所得のある方、住宅取得控除1年目の申告のある方は、税務署で申告してください。

○確定申告が必要な場合

- ・個人で事業（営業・農業・不動産等）を行っており、所得税を納める場合。
- ・給与で年収が2,000万円を超えている場合。
- ・給与の他に副収入（副収入の合計所得20万円以上）があった場合。
- ・2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種所得金額（給与・退職所得を除く）の合計が20万円を超えている場合。
- ・同族会社の役員や親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃貸料などを受け取っている場合。
- ・災害減免法によって源泉徴収の猶予や還付を受けた場合。

○住民税について

住民税は、確定申告や住民税の申告あるいは勤務先または年金保険者から役場に提出される支払報告書等に基づき役場で税額を計算し、税額を通知して納税していただいております。

確定申告や住民税の申告をしない、あるいは勤務先や年金保険者からの支払報告書の提出がない場合には、収入（所得）等の把握ができないため、適正な課税ができません。

また、所得・課税・非課税などの証明書を発行することもできなくなります。

国民健康保険税や介護保険、後期高齢者医療保険の保険料の算定にも、収入（所得）等の把握が必要となります。申告がない場合は、正しい保険税（料）の計算ができず、保険税（料）が高額になる場合があります。

住民税の申告が必要な場合

- ※下記に該当しても確定申告が必要な場合もあります。
- ・平成29年中に収入（所得）がなかったが、所得・課税・非課税等の諸証明が必要な場合。
 - ・平成29年中に収入（所得）がなかったが、国民健康保険に加入している場合。
 - ・年金収入400万円以下で確定申告が不要になったが、年金の源泉徴収票に記載のある所得控除（配偶者控除等）以外の住民税の所得控除を受けたい場合。
 - ・勤務先（パート、アルバイト含む）から山形村役場へ給与支払報告書が提出されていない場合。
(提出が不明な方は勤務先または役場へご確認ください。)
 - ・給与以外に所得があった場合。(給与以外の所得が20万円以下で確定申告不要な場合)
 - ・確定申告不要な場合でも、営業・農業・不動産・配当・年金・その他雑・一時などの所得がある場合。

住民税の申告が必要ない場合

- ・確定申告をされる場合（税務署から村へ確定申告書の情報が送られてくるため、改めて住民税の申告は不要です。)
- ・収入が給与所得（1ヶ所）のみで、勤務先で年末調整が済んでいる場合。
- ・収入が公的年金（遺族年金、障害年金等の非課税年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に所得控除を受けない場合。
- ・非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみの場合。
ただし、所得証明書などの諸証明が必要な場合や国民年金保険料の申請免除を受ける場合、国民健康保険税の軽減措置を受ける場合などは住民税の申告が必要です。

申告納税相談の日程

2月	16	金	中大池	3月	1	木	中大池
	17	土	【休業日】		2	金	小坂
	18	日	【休業日】		3	土	【休業日】
	19	月	小坂		4	日	日曜申告相談
	20	火			5	月	小坂
	21	水	下大池		6	火	下大池
	22	木	上竹田		7	水	上竹田
	23	金			8	木	
	24	土	【休業日】		9	金	下竹田
	25	日	【休業日】		10	土	【休業日】
	26	月	下竹田		11	日	【休業日】
	27	火			12	月	下竹田
	28	水	上大池		13	火	上大池
			夜間申告相談		14	水	添付書類不備など再提出の方

◆ 平日
午前 午前9時～正午
(受付は、午前11時30分まで)
午後 午後1時～5時
(受付は、午後4時30分まで)

◆ 夜間申告
2月28日(水) 午後5時15分～8時
(受付は、午後7時30分まで)

◆ 日曜申告
3月4日(日) 時間は平日と同じ

※状況により受付時間を変更する場合がございますのでご了承ください。
※あらかじめ地区ごと日程を決めましたが、ご都合に合わせてお越しください。
※庁舎西側入口からお入りください。エレベーターをご利用の方は正面玄関からお入りください。

申告に必要なもの



- ① 印鑑
- ② 所得（収入）を証明する書類
・給与・公的年金等の源泉徴収票
・農業、営業、不動産等の収支内訳書
収支内訳書は必ず作成してお持ちください。
申告相談会場での作成の対応はできません。
・一時所得等の支払証明書など
- ③ 各種控除を受けるのに必要な書類（事前に医療費の合計額などを計算しておきましょう。）
・社会保険料（各種年金、その他健康保険等）の掛金支払証明書
・生命保険料・地震保険料の控除証明書
・医療費の明細書など
- ④ 申告者本人名義の金融機関の通帳
- ⑤ 申告書（税務署から送付された方）
- ⑥ その他申告に必要な書類

マイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーカード
(個人番号カード)
※取得済みの方

または

番号確認書類

「通知カード」または「マイナンバー記載の住民票」
+

身元確認書類

運転免許証、身体障害者手帳、在留カードなど

※公的医療保険の被保険者証、年金手帳など顔写真のない証明は2つが必要です。

※申告を予定している方は、事前に書類の準備をお願いします。

税務署からのお知らせ

1. ご自宅での確定申告書の作成・郵送

確定申告期間中（2月16日(金)～3月15日(木)）は税務署の確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」を利用いただくと、自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷し郵送等でご提出ください。

2. 復興特別所得税

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分～平成49年分までの各年分については、所得税と合わせて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%税額を掛けて計算した金額です。

3. 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が不要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

所得税の確定申告は
e-Tax(電子申告)が便利です

- ① 税務署等に出向かず、ご自宅のパソコンから手軽に確定申告ができます。
- ② 自動計算機能が付いていて、しかも期間中は24時間受付。
- ③ 医療費の領収書、源泉徴収票等の添付書類の提出を省略できます。
- ④ 還付申告は、書面申告と比べて処理が早く還付がスピーディー。

おうちで作成 ネットで申告 

詳しくは

<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

松本税務署の申告相談について

- ◆会 場 松本税務署 庁舎3階
- ◆時 間 午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日は閉庁日です)

◆電話相談

松本税務署に電話をかけると、自動音声案内が流れますので、ご用件に応じて次の番号を押してください。

- ・番号「0」：確定申告に関する質問及び相談
- ・番号「1」：税金に関する質問及び相談
- ・番号「2」：税務署からの照会等

※還付申告の方は、2月16日(金)以前でも申告書を提出することができます。

お問い合わせ

所得税について
村県民税について

松本税務署 ☎32-2790
役場税務課 ☎98-5663

山形村議会議員選挙期日前投票立会人、臨時職員の募集

採用期間：3月21日(水)～3月24日(土) 勤務時間：午前8時30分～午後8時

職種	業務内容	賃金等	募集人員
期日前投票立会人	・投票所の立会い ・選挙が適正に執行されるかの確認	日額 9,500円	立会人・臨時職員含め 先着4名
臨時職員	投票用紙の交付等事務	時給 840円	

選挙に関する専門的な知識は必要ありません。
履歴書を事務局（役場1番窓口）へ提出して申し込みをしてください。
（申し込み締切日：3月1日(木) 郵送による場合は、2月27日(火)消印有効）

お問い合わせ 山形村選挙管理委員会 ☎98-3111

政治家の寄付は禁止 有権者が求めることも 禁止されています

この時期は、何かと贈り物をする機会が多いですが、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例
これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。



落成式・開店祝などの花輪



入学祝・卒業祝



香典(※)



結婚祝(※)



葬儀の花輪・供花



お歳暮・お年賀



お祭りへの寄附・差し入れ



地域の運動会・スポーツ大会への飲食物などの差し入れ



病氣見舞



町内会の集會・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行なう場合は、罰則が適用されない場合があります。

人権擁護委員に大角さん



中大池区の大角 郁子さんが平成30年1月1日付けで法務大臣より山形地区の人権擁護委員に委嘱されました。

山形村国民健康保険から 医療費情報をお知らせします

●国保から医療機関等へ支払った金額
(11月診療分)

49,121,585円 (前年同月額：55,032,829円)

※この金額は療養給付費・療養費・高額療養費・精神給付の合計です。

～交通事故にあったら国保に届け出を～

交通事故にあつたらすぐに警察に届け出るとともに、国保にも必ず届け出てください。

国保で治療を受けるときは、国保窓口に「第三者行為」の届け出が必要です。示談で済ませてしまうと国保が使えなくなる場合があります。

■お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

農地・農業なんでも相談の開催

農業委員、農地利用最適化推進委員による相談会を開催します。どなたでもお気軽にお越しください。

相談したい悩みごと

- ・農地を相続したが、今後どのようにしていけば良いのか。
- ・農業を始めたが相談先がわからない。
- ・隣の農地の雑草が繁茂しており困っている。
- ・農地の境界が不明で確認したい。
- ・農地を貸したい、借りたい、売りたい。

など

- 開催日 2月28日(水) 午後5時～8時
- 場所 役場1階 相談室
- その他 事前申し込みは必要ありません。
- お問い合わせ 産業振興課 ☎98-5664

明けましておめでとうございます。

今年の抱負です。

“変化を楽しめ！”

新しいことを企てろ！

チャンスをつかめ！

2018年

駆け抜けるッ！

すべてはミライのために”

Facebookで情報発信中！

地域おこし
協力隊通信
No.2





掲示版

長野県シニア大学松本学部 生徒募集

- 入学資格 50歳以上で地域活動に意欲のある方
- 学習期間 2年間(年16日間通学)
- 学習内容 一般教養や実技等
- 授業料 年間1万円
- ※教材費等別途料金

- 申し込み先 シニア大学松本学部事務局
いちいの里(保健福祉課福祉係)
- お問い合わせ シニア大学松本学部事務局
☎4011911

心と身体が健やかに育つ 子育ての「コツ」教えます

やまのこ保育園 たかし園長が保育の実践を通して子育ての不安・疑問にお答えします。

- 日時 2月3日(土) 午前10時～正午
- 場所 スローカフェ マハロ (下竹田 7235番地)
- 参加費 650円

- 申し込み・お問い合わせ (マフィンとドリンク付き) 山形村やまのこ保育園 ☎9815522

行政書士無料相談会

長野県行政書士会及び同松本支部では、「行政書士記念日」活動の一環として、相続手続、遺言手続、成年後見、農地の転用手続等の無料相談会を開催します。事前予約も承ります。

松本会場

- 日時 2月17日(土) 午前10時～午後3時
- 場所 松本駅前会館 (松本市深志2-3-21)

塩尻会場

- 日時 2月23日(金) 午前10時～午後3時
- 場所 塩尻市民交流センター(えんげりく) (塩尻市大門一番町12-2)

- お問い合わせ 長野県行政書士会松本支部 ☎3317166

シルバー人材センター入会説明会

シルバー人材センターでは、山形村で入会説明会を開催します。シルバー事業の内容や就業の方法等についてお知りになりたい方はお気軽にご参加ください。事前の申し込みは不要です。

- 日時 2月20日(火) 午後1時30分～3時
- 場所 トレーニングセンター「めばえの部屋」
- お問い合わせ 松本地域シルバー人材センター ☎3916680

『成年後見人等のつどい』

認知症や精神障害、知的障害のある家族の財産管理や契約行為において、成年後見制度の利用が必要になることがあります。実際に成年後見人を受任している弁護士が、制度の概要や後見人等としての業務について講演を行ないます。

- 日時 3月3日(土) 午後1時30分～4時
- 場所 松本市松南地区公民館(なんなんひろば) (松本市芳野4番1号)

内容

- (1) 講演、質疑応答
内容「成年後見制度と相続」
講師 神戸 美佳 弁護士
- (2) 個別相談
4名(先着順) 1名15分程度

対象者

- 松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村に在住で
- (1) 親族等の成年後見人、保佐人、補助人になつてゐる方
- (2) 成年後見制度の利用を検討している方
- (3) 成年後見制度に関心のある方

参加費 無料

- 申し込み・お問い合わせ 2月5日(月)～2月23日(金) (土・日・祝日を除く) に、電話でお申し込みください。
- 個別相談を希望される方は、申し込みの際にお申し出ください。
- 松本市社会福祉協議会 成年後見支援センター かけはし ☎8816699

防災だより

225 松本広域消防局 山形消防署

謹賀新年

新年あけましておめでとうございます。



昨年中は消防行政にご理解ご協力を賜りまして、大変感謝しております。山形消防署職員一同、地元に着した消防署を目指し本年も職務に励んで参りますので、本年も昨年に増して、より一層火災予防にご協力をお願いいたします。この季節は空気が乾燥し、火災が多く発生します。火災の発生を防ぐためにも次のポイントを押さえ、火災を起こさないよう心掛けましょう。

火の用心 7つのポイント

- ・家の周りに燃えやすい物を置かない
- ・寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- ・天ぷらを揚げる時はその場を離れない
- ・風の強い日は焚火をしない
- ・子どもには、マッチやライターで遊ばせない
- ・電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない
- ・ストーブには燃えやすい物を近づけない

平成29年度 全国統一防火標語

「火の用心 言葉を形に 習慣に」
山形消防署 ☎9814455

長野県最低賃金改正のおしらせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一入でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、平成29年10月1日から時間額795円に改正されました。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。また、最低賃金の引上げに向けた相談窓口がありますので、是非ともご活用ください。

お問い合わせ 松本労働基準監督署 ☎48-5693

2月の生活ガイド

YCS 番組表

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

放送時間	月～土	6時35分、9時、10時、11時……23時まで毎時間	日	9時	12時	15時	18時	21時
日	月	火	水	木	金	土	日	月
28	29	30	31	2/1 週刊・ニュース アーカイブ	2 ウィークエンド 情報局	3 ウィークエンド 情報局 (再)		
4 まるごと 一週間	5 こんにちは 県議会です	6 偉人たちの夢	7 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	8 週刊・ニュース アーカイブ	9 ウィークエンド 情報局	10 ウィークエンド 情報局 (再)		
11 まるごと 一週間	12 おすすめ YCSアーカイブス 山をおりる	13 アスリート 解体新書	14 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	15 週刊・ニュース アーカイブ	16 ウィークエンド 情報局	17 ウィークエンド 情報局 (再)		
18 まるごと 一週間	19 おすすめ 新山形 健康体操	20 サイエンス フロンティア21	21 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	22 週刊・ニュース アーカイブ	23 ウィークエンド 情報局	24 ウィークエンド 情報局 (再)		
25 まるごと 一週間	26 国税の窓	27 JA グリーンタイム	28 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	3/1	2	3		

男女共同参画

男性相談のお知らせ

つらいと感じることはありませんか？
男性だから…と追い詰められていませんか？
家庭、夫婦、人間関係、生き方などで悩んでいませんか？
男性相談員がお聴きします。



長野県男女共同参画センター あいとぴあ
☎0266-22-7111

毎週金曜日 午後5時～7時
対象者 長野県在住・在勤または在学の男性
秘密は厳守されます

児童手当の支給について

平成29年10月～平成30年1月分の児童手当が、2月9日(金)にご指定の口座に振り込まれます。口座をお確かめください。



区分	月額	
0～3歳未満	15,000円	
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限を超えた受給者	5,000円	

原則として毎年6月、10月、2月に
支給時期 ⇒ それぞれの前月分までの手当を支給します。

◇お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

村税等納期限

2月26日(月)

固定資産税第4期、国民健康保険税第8期
後期高齢者医療保険料第8期、介護保険料第8期
上下水道料金

口座振替の方は、預金残高を確認して振替ができるように、また現金納付の方は、お手元の納付書により納め忘れのないようにしてください。

※税金、料金等の納付は便利な口座振替をご利用ください。

夜間窓口開設日

2月16日(金)・28日(水)

午後8時まで 出入口：正面玄関

業務内容

- ・戸籍・住民票の謄本及び抄本の発行
- ・印鑑登録、印鑑証明書の発行
- ・税金・各種料金等の納付
- ・所得証明書等の発行
- ・公図閲覧
- ・125cc以下のバイクの登録・廃車
- ・水道開閉栓の届出

行政心配ごと相談

2月20日(火)

時間：午後1時30分～3時30分
会場：保健福祉センター いちいの里
談話室